

令和6年度岩手県小・中学校学習定着度状況調査等業務に係る企画提案審査要領

1 審査

審査は、令和6年度岩手県小・中学校学習定着度状況調査等業務に係る企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

2 審査方法

- (1) 令和6年度岩手県小・中学校学習定着度状況調査等業務委託の企画競争（プロポーザル方式）における、企画提案書その他の書類の審査及びプレゼンテーション（以下「応募書類等」という。）の提案事項に基づき、企画提案者の提案事項が有効であり、確実な業務の実施が期待できるかという視点により、定量化審査を行うこととする。
- (2) 選定委員会の各委員は、応募書類等に基づき、令和6年度岩手県小・中学校学習定着度状況調査等業務委託企画競争（プロポーザル方式）における企画競争説明書項別表「審査項目、審査事項及び配点」による各審査項目について、下表の審査基準により得点化するものとする。

評価	審査基準	得点
A	当該項目に関して特に優れている	配点×1.0
B	当該項目に関して優れている	配点×0.8
C	当該項目に関して十分である	配点×0.6
D	当該項目に関して不十分である	配点×0.0

- (3) 選定委員会の各委員は、上記により定量化した内容を、別途定める「企画提案審査票」に記載するものとする。
- (4) 上記の定量化審査による総平均得点が65点以上の場合に、業務委託を確実に実施できる能力を有している者と認め、総平均得点が最も高い者を受託候補者とする。
- (5) 受託候補者が二者以上の場合、次の審査項目順に評点が高い者を受託候補者として決定することとする。
 - ア 調査問題の作成に関する配点数
 - イ 過去の調査問題に関する配点数
- (6) 定量化審査による総平均得点が65点未満の場合には、選定委員会において協議の上、候補者とするか否かを決定することとする。
- (7) 参加者が1者のみである場合においても、選定委員会で応募書類等に基づく審査を実施し、委託先にふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告する。

3 契約予定人の決定

県教育委員会は、選定委員会による審査結果を尊重し、契約予定人を決定する。

4 審査結果の通知及び公表

企画競争（プロポーザル方式）の結果は、応募者に文書で通知するとともに、県のホームページに掲載して公表する。

5 審査基準

企画競争説明書別表「審査項目、審査事項及び配点」

審査項目	審査事項		配点
業務実績	業務への適応性、業務実績、業務の信頼性等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を確実に実施できる力があるか。 ・会社の業務内容が適応しているか。 ・同種又は類似の業務実績があるか。 	10
業務実施体制	業務体制の整備、業務遂行能力等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務体制がしっかりととられているか。 ・県や市町村との連絡体制がしっかりととられているか。 	20
調査問題の作成	業務実績、問題の事前検証等	<ul style="list-style-type: none"> ・調査問題作成のスタッフが整っているか。 ・問題作成過程がしっかりとしているか。 	20
過去の調査問題	業務実績、専門的知識等	<ul style="list-style-type: none"> ・調査予定の学年・教科全て問題作成可能か。 ・作成した問題が適切な内容であるか。 	20
トラブルへの対応	迅速かつ的確な対応、適切な処理等	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブル（発送後の問題用紙不足、解答用紙の紛失、問題の流出等）に対する対応・処理、相談体制等が整っているか。 	10
調査結果の活用	専門的知識等	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の調査結果の活用方法として参考となるか。 	10
見積額		<ul style="list-style-type: none"> ・見積限度額以内か。 ・見積額が妥当か。 	10
合 計			100